

川口市廃棄物処理施設の 設置等の手続に関する条例の 手引き

令和7年11月

川口市環境部産業廃棄物対策課

【 目 次 】

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 第1 | 条例の目的、対象と手続の流れ等 | 3 |
| 1 | 条例の目的 | 3 |
| 2 | 条例の対象となる施設と行為 | 3 |
| 3 | 関係地域 | 4 |
| 4 | 関係住民 | 6 |
| 5 | 手続等の流れ | 7 |
| 第2 | 事業計画書・生活環境保全対策書の提出 | 8 |
| 1 | 事業計画書（様式第1号） | 8 |
| 2 | 生活環境保全対策書 | 9 |
| 3 | 提出部数 | 10 |
| 4 | 提出先 | 10 |
| 5 | 手数料 | 10 |
| 第3 | 告示及び縦覧 | 11 |
| 1 | 告示 | 11 |
| 2 | 縦覧 | 11 |
| 第4 | 周知計画書・事業計画周知文書・説明会 | 12 |
| 1 | 住民への周知や説明会について | 12 |
| 2 | 周知計画書（様式第2号） | 12 |
| 3 | 説明会の日程及び会場設定 | 12 |
| 4 | 事業計画周知文書 | 13 |
| 5 | 説明会開催通知と事業計画周知文書の配布 | 14 |
| 6 | 説明会 | 16 |
| 第5 | 説明会等の実施状況の報告（様式第3号） | 16 |
| 第6 | 意見書及び見解書 | 17 |
| 1 | 意見書（様式第4号） | 17 |
| 2 | 見解書の提出（様式第5号） | 18 |
| 3 | 見解書の周知 | 18 |
| 4 | 見解書についての周知実施状況の報告（様式第6号） | 18 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 第7 | 審査結果に対する措置 | 19 |
| 1 | 審査結果の通知（様式第7号） | 19 |
| 2 | 審査結果を踏まえた措置の報告（様式第8号） | 19 |
| 第8 | 生活環境保全協定 | 19 |
| 1 | 生活環境保全協定とは | 19 |
| 2 | 協定の締結 | 19 |
| 3 | 協定の内容 | 19 |
| 4 | 協定の効果 | 20 |
| 5 | 市長の助言及び協定書の写しの提出 | 20 |
| 第9 | 手続承認書の交付（様式第9～11号） | 21 |
| 第10 | 事業計画の変更・廃止 | 22 |
| 1 | 変更の届出（様式第12～14号） | 22 |
| 2 | 廃止の届出（様式第15号） | 22 |
| 第11 | その他 | 22 |
| 1 | あっせんの申請（様式第16号） | 22 |
| 2 | 施設の公開 | 22 |
| 3 | 協定の承継 | 23 |
| 4 | 報告徴収、立入調査 | 23 |
| 5 | 勧告・公表 | 23 |
| 6 | 留意事項 | 23 |
| 参考 | | |
| | 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例 | 24 |
| | 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則 | 33 |

【凡例】

本手引で用いている略称の正式名称は次のとおり

- 法　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 政令　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 省令　： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 条例　： 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例
- 規則　： 川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

第1 条例の目的、対象と手続の流れ等

1 条例の目的

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

2 条例の対象となる施設と行為

(1) 対象となる廃棄物処理施設

対象となる廃棄物処理施設は、条例第2条第5号に規定されています。

ただし、移動式の廃棄物処理施設は、規則で定めるものを除き適用されません。(条例第28条、規則第25条)

条例第2条第5号で規定する対象となる施設

ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設

(一般廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)

イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

ウ 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設

エ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設

(産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)

オ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設

カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に

供する施設(特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。)

キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に

供する施設

ク 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

(2) 対象となる行為

廃棄物処理施設の設置等が対象となります。設置等の内容は条例第2条第6号に規定されています。

条例第2条第6号で規定する対象となる行為

- ア 廃棄物処理施設を新たに設置するもの
- イ 廃棄物処理施設を変更（法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係るものに限る。）するもの
- ウ 廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であって、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの（イに該当するものを除く。）
- エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める廃棄物処理施設に関する変更

3 関係地域

(1) 関係地域の設定

関係地域とは、廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、市が定める区域です。事業計画書の提出後に市が設定し、事業計画者に通知します。

(2) 関係地域の範囲

廃棄物処理施設の区分に応じ、敷地境界線から200メートル又は500メートルの範囲を基本に、事業計画書の内容や周辺地域の生活環境その他の地域的な特性を勘案した範囲を定めます。（規則第7条）

なお、関係地域の設定に際し、市区境界は勘案されません。また、条例の趣旨から、上記の範囲が狭まることは想定しておりません。

4 関係住民

(1) 関係住民とは

- ① 関係地域内に居住する方（条例第2条第9号）
- ② 関係地域内に事務所等の事業活動の拠点を置く方（規則第3条第1号）
- ③ 関係地域内に住所を有する方が属する町会、自治会等（規則第3条第2号）

(2) 町会、自治会等について

関係住民に該当する町会、自治会等の団体については、関係地域の通知を受けた後に、事業計画者が必ず市の担当者に確認してください。

(参考) 建築基準法第51条ただし書きに係る許可について

建築基準法第51条ただし書きの許可を必要とする案件において、当該許可に係る事前説明を要する周辺住民については、建築安全課にお問い合わせください。

また、許可の基準や必要な手続等についても事前に十分確認してください。

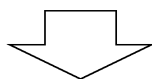
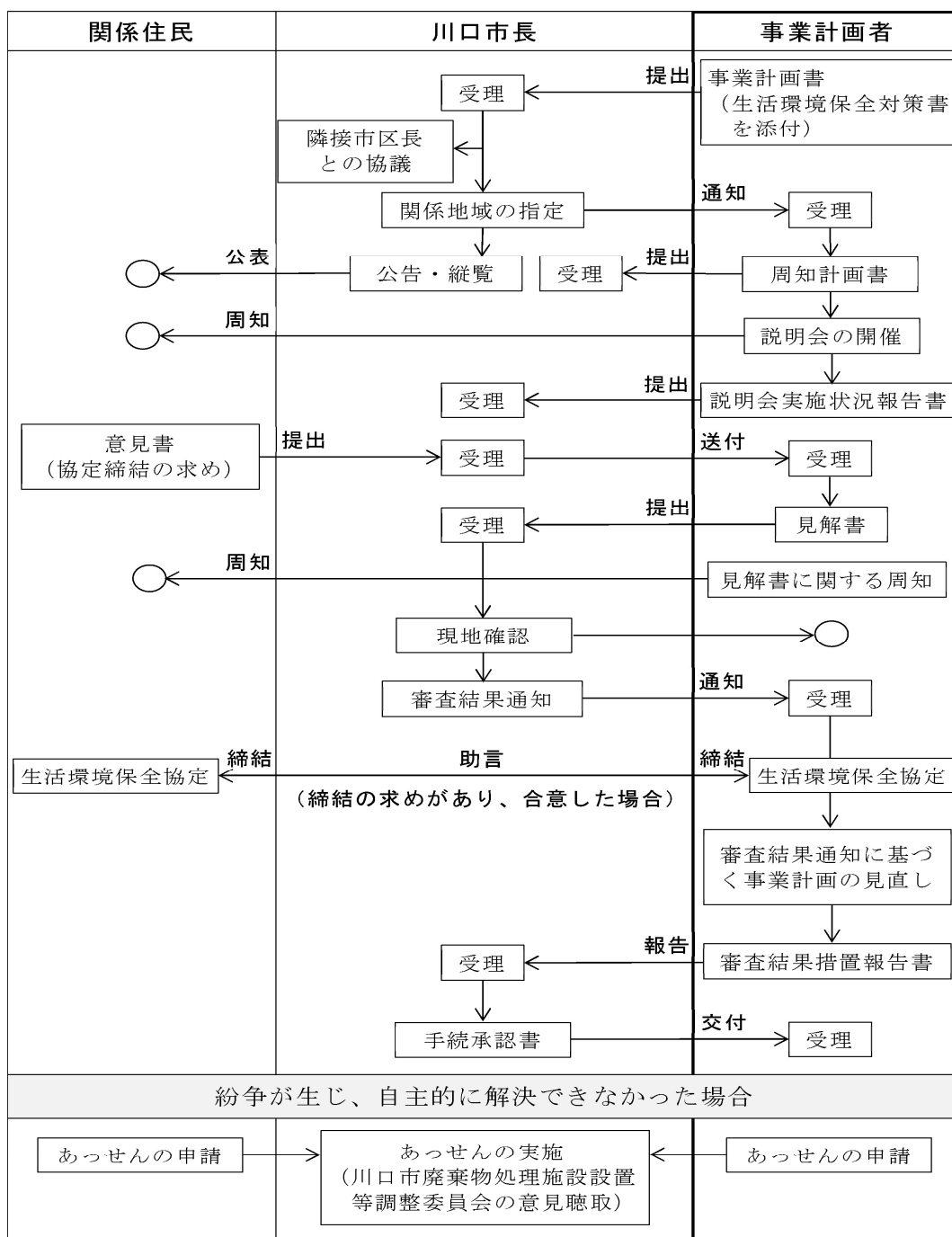
MEMO

5 手続等の流れ

事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前（法の設置許可を要する場合は、当該許可を申請する前）までに、条例に規定する承認書の交付を受けなければなりません。（条例第15条第2項）

この条例で定める手続等の全体のフローを下記に示します。

【条例で定める手続フロー】



法に基づく許可申請手続

第2 事業計画書・生活環境保全対策書の提出

廃棄物処理施設の設置等をしようとする事業計画者は、事業計画書及び生活環境保全対策書等を提出しなければなりません。

事業計画書等の提出に当たっては、事前に市の担当者と十分調整してください。

1 事業計画書（様式第1号）

事業計画書の記載事項、添付書類、様式は、条例第5条第1項及び規則第4条に規定のとおりです。

事業計画書に添付する書類（規則第4条）

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業計画者が法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人の場合は、住民票の写し
- (4) 廃棄物処理施設の付近の見取図
- (5) 事業用地内の施設の配置図
- (6) 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- (7) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書（事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類）
- (8) 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (9) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (10) 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (11) 処理工程図（最終処分場以外の廃棄物処理施設）

2 生活環境保全対策書

(1) 生活環境保全対策書

生活環境保全対策書を事業計画書等と同時に提出してください。

(条例第5条第2項)

(2) 調査項目

事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次の①～⑤のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載してください。

なお、当該廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが認められる項目は、当該項目の記載を省略することができますが、軽微である理由を記載する必要があります。

(条例第5条第2項、規則第5条)

- ① 大気質
- ② 騒音（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物の処理施設、同施行令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設にあつては、低周波音についても調査する必要があります。）
- ③ 振動
- ④ 悪臭
- ⑤ 水質

(3) 記載事項

環境保全対策書に記載する事項は以下の①～⑤です。

(条例第5条第2項、規則第5条)

- ① 調査の項目
- ② 調査の方法
- ③ 調査の結果
- ④ 生活環境の保全のために配慮すべき事項
- ⑤ 生活環境の保全のために講ずることとした措置

第3 告示及び縦覧

1 告示

関係地域を設定し、事業計画者に通知した後、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を市が告示します。(条例第7条、規則第8条)

2 縦覧

(1) 縦覧する書類及び期間

市は、事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から縦覧に供します。期間は、30日以上60日以内です。(条例第7条)

なお、期間の設定に当たっては、事業計画者の周知計画等を勘案しますので、説明会をはじめとする周知計画については、必ず事前に市の担当者と十分に調整してください。

(2) 縦覧場所

縦覧場所は、産業廃棄物対策課、関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所のほか、市長が必要と認める場所となります。(条例第7条、規則第9条)

なお、縦覧を行う施設との調整の関係で、縦覧場所の確定に時間を要する場合があります。

MEMO

第4 周知計画書・事業計画周知文書・説明会

1 住民への周知や説明会について

施設の設置及び運営を円滑に行うためには、関係住民の理解を得ることが極めて重要となります。

そのため、条例に定められた周知の手続を丁寧に行い、関係住民の疑問や不安の解消に努めてください。専門的な内容をわかりやすく伝えたり、周辺環境への影響やその対策を詳しく具体的に示すなど、そこで生活している方々の立場に立った説明を行ってください。

また、一方的な説明とならないよう、コミュニケーションを十分とってください。

2 周知計画書（様式第2号）

関係地域設定の通知を受け取り後、関係住民を対象とした事業計画説明会（以下「説明会」という。）及び、説明会以外の周知方法に関する事項について記載した、周知計画書を市に提出してください。（条例第8条、規則第10条）

3 説明会の日程及び会場設定

- (1) 説明会を縦覧期間中に、原則3回以上実施する必要があります。（規則第11条第4項）
- (2) 説明会の開催日については、縦覧期間の設定や意見書の提出期限と関連しますので、必ず事前に市の担当者と調整してから設定してください。
- (3) 説明会は、平日昼間、休日（昼夜問わず）、夜間（曜日問わず）に各一日実施するなど、関係住民が参加しやすいよう配慮してください。
- (4) 説明会の開催間隔はなるべく4日以上あけてください。
- (5) 説明会の会場は原則として、関係地域内にする必要があります。会場の適否については、事前に市の担当者と調整してください。また、適当な会場が見つからない場合は、市の担当者に相談してください。（条例第9条第2項）

4 事業計画周知文書

説明会以外の周知は、事業計画の概要を記載した書類（以下、「事業計画周知文書」という。）の配布により行ってください。

事業計画周知文書には以下の事項を必ず記載してください。

(1) 事業計画の概要について（条例第9条第3項、規則第11条第1項）

図や写真を効果的に使用するなど、具体的でわかりやすい内容にしてください。また、誤解を与えるような表現には注意してください。丁寧さを欠く文書の配布は、不信感の形成につながる場合がありますので注意してください。

(2) 意見書の提出について（規則第11条第2項）

- ① 生活環境の保全の見地から意見がある関係住民は市に意見書を提出できること
- ② 意見書の提出期限
- ③ 意見書の提出先
- ④ 意見書を出せる住民の要件（関係住民の範囲）

(3) 生活環境保全協定について（規則第11条第3項）

- ① 関係住民は生活環境保全協定の締結を求めることができること
- ② 生活環境保全協定の締結の求め方
- ③ 生活環境保全協定の締結を求めることができる期限

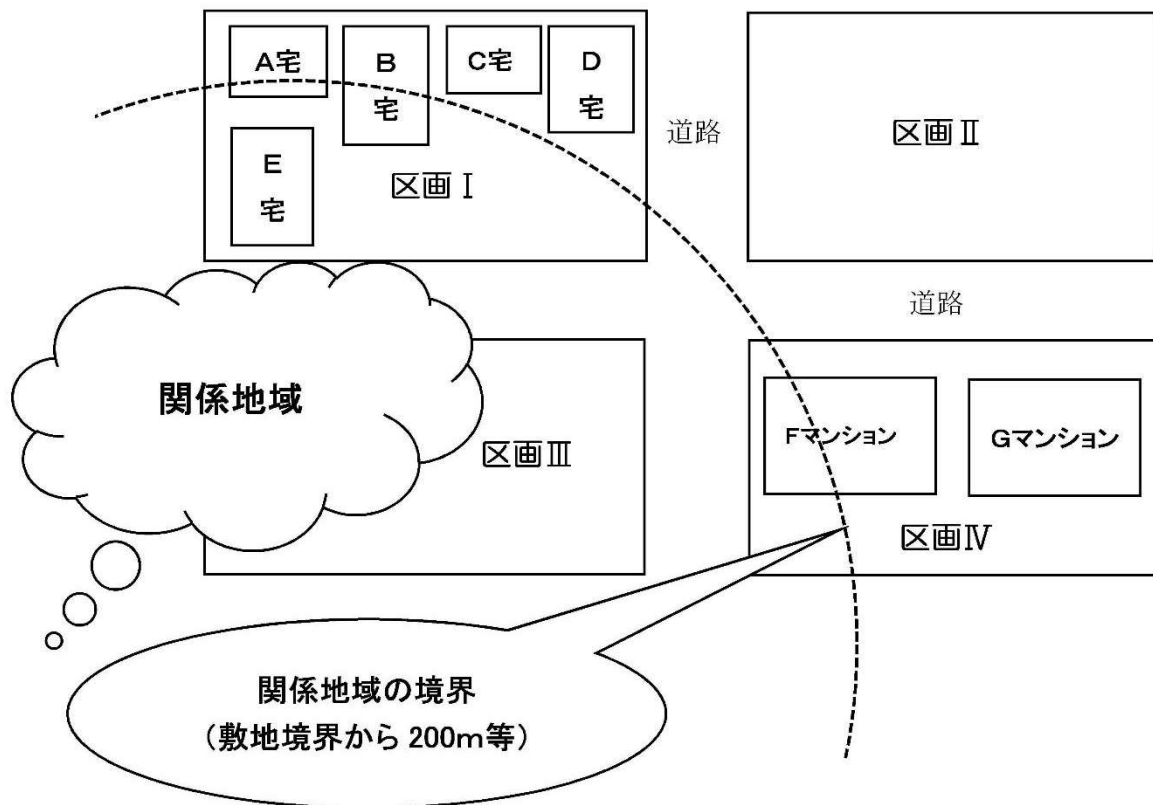
(4) 説明会やその後に寄せられた質問や意見等のうち、情報共有や周知の必要があるものについて、ホームページに掲載する場合があること

(5) 条例の規定に基づく手続完了後、法律の規定に基づく市の許可を受けて事業を行うものであり、施設稼働後についても意見等があれば、事業者または市の担当課に連絡することが可能であること

(6) 縦覧の場所や期間

(7) その他必要事項

<文書配布範囲・意見書提出範囲>



| 区画・建物 | | 文書配布 | 意見書提出 |
|--------|--------|---------|---------|
| 区画 I | A宅 | 配布する | 出来る |
| | B宅 | 配布する | 出来る |
| | C宅 | 配布する | 出来ない |
| | D宅 | 配布する | 出来ない |
| | E宅 | 配布する | 出来る |
| 区画 II | | 不要 | 出来ない |
| 区画 III | | 配布する | 出来る |
| 区画 IV | Fマンション | 全戸に配布する | 全戸とも出来る |
| | Gマンション | 不要 | 出来ない |

6 説明会

(1) 説明会での説明事項について（規則第11条第1～3項）

4 (1)～(7)の内容を必ず説明してください。

事業計画の概要については書類を配布し、その内容を具体的に説明してください。配布する文書は事業計画周知文書と同じものでも構いません。

(2) 市職員の立ち会いについて（条例第9条第5項）

説明会には市の職員が立ち会うことがあります。

(3) 説明会の内容について

報告書に記載する必要がありますので、開始時間、終了時間、参加人数、説明や質疑応答の内容などを記録してください。

第5 説明会等の実施状況の報告（様式第3号）

事業計画周知文書の配布や説明会による周知を完了したときは、その実施状況を報告してください。（条例第9条第4項、規則第12条）

なお、参加者名簿の提出は必要ありません。

説明会でトラブルが発生した場合等には、実施状況の報告とは別に、速やかに市の担当者へ報告してください。

MEMO

2 見解書の提出（様式第5号）

意見書等の送付を受けたときは、当該意見書等に対する見解を記載した見解書を市に提出してください。（条例第11条第1項）

なお、この見解書の内容は、事業計画書を審査する際に勘案することとなります。（条例第14条第1項、規則第14条）

3 見解書の周知

見解書の提出後、当該見解書について、説明会の開催その他の方法により、関係住民に周知してください。（条例第11条第2項）

周知は、全戸配布（ポスティング）で行うことも可能ですが、この場合、全戸配布前に必ず町会長、自治会長等を直接訪問して説明してください。

全戸配布で周知する場合、意見書の内容、見解をわかりやすくまとめた文書を配布することとなります。

なお、説明会及び全戸配布以外の周知方法については、市の担当者にご相談ください。

4 見解書についての周知実施状況の報告（様式第6号）

見解書について周知を行ったときは、その実施状況を市に報告してください。（条例第14条第3項、規則第14条）

| |
|---|
| <h1>MEMO</h1> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> |
|---|

第7 審査結果に対する措置

1 審査結果の通知（様式第7号）

市は、事業計画書について審査し、対応が必要な事項等を審査結果として事業計画者に通知します。（条例第14条第1項）

2 審査結果を踏まえた措置の報告（様式第8号）

市から交付された審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、その措置の内容を市に報告してください。（条例第14条第2項）

第8 生活環境保全協定

1 生活環境保全協定とは

廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などについて、当該施設の設置等に関し生活環境保全上の利害関係を有する関係住民等と事業計画者が取り交わす約束事項です。

2 協定の締結

関係住民は、意見書を通じて事業計画者に対し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする生活環境保全協定の締結を求めることができます。（条例第12条第1項）

事業計画者は、協定締結の求めがあったときは、協定を締結するよう努めなければなりません。（条例第12条第2項）

3 協定の内容

個別具体的な公害防止対策の内容、自主的基準値の設定及び測定、操業時間の取り決め、事故時の措置の内容等について盛り込まれることが一般的ですが、関係住民等と事業計画者が相互に対等な立場で結ぶ約束事項であり、地域の実情や廃棄物処理施設の内容により様々です。どのようなことを取り決めるかは当事者間の話し合いによります。

意見書に記載された内容を掘り下げて整理する等、相手が求めていることを具体的にし、事業計画者と関係住民との認識に齟齬を生じさせない様にしてください。必ずしも、書式等の体裁にこだわる必要はありません。

当事者間で論点を整理しながら十分に話し合うなど、お互いの意思を確認しながら進めてください。

4 協定の効果

環境保全協定を結ぶことにより、法律や条例では規定することができない事項についても、事業計画者の任意の協力で実現することが可能となり、地域の実態に即した環境保全が図られることになるだけでなく、関係住民等と事業計画者が信頼感に基づき良好な関係を築くことにもつながり、将来的な紛争の予防にも寄与します。

このため、関係住民から協定の締結を求められたときは締結するよう努めてください。

5 市長の助言及び協定書の写しの提出

市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容に必要な助言をすることができます。(条例第12条第3項)

また、生活環境保全協定を締結したときは、その書面の写しを市に提出してください。(条例第12条第4項)

MEMO

第10 事業計画の変更・廃止

1 変更の届出（様式第12～14号）

承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容を変更する場合は届け出てください。

条例は、承認書の交付を受けた後の変更は、既に関係住民への周知や説明等が済んだ後の変更であることから、原則として事業計画書の提出からやり直すことを求めています。この場合、実質的に既に交付した承認書の効力は失われますので、新たに手続承認書の交付を受けるまで、工事その他の行為に着手出来なくなります。

ただし、変更の内容が軽微であり、規則で定める範囲内である場合は、この限りではありません。変更が軽微なものかどうかは、担当者に確認してください。（条例第16条、規則第17条、規則第18条）

2 廃止の届出（様式第15号）

事業計画を廃止しようとするときは届け出てください。（条例第17条、規則第19条）

なお、承認書の交付後3年以内に廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手しないとき（法第15条の設置許可を要する場合は、当該許可を申請しないとき）は、廃止の届出がされたものとみなします。（条例第26条）

第11 その他

1 あっせんの申請（様式第16号）

事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができます。（条例第18条第1項、規則第20条）

2 施設の公開

廃棄物処理施設の設置等の後は、関係住民の求めに応じ、当該施設を公開するよう努めてください。（条例第20条）

3 協定の承継

廃棄物処理施設の設置等をした者から当該施設に係る権利を承継しようとする者は、当該施設について生活環境保全協定が締結されているときは、当該協定の内容についても承継しなければなりません。

また、承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結するよう要請があったときは、誠意をもって対応しなければなりません。

なお、市長はこの協定の内容について必要な助言を行うことができます。(条例第21条)

4 報告徴収、立入調査

条例の施行に必要な限度で、事業計画者に対し必要な報告を求めたり、廃棄物処理施設の設置等しようとする場所や事業計画者の事務所等に立ち入り調査をすることがあります。(条例第23条)

5 勧告・公表

事業計画者が、事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき、説明会の開催をしないときなど、この条例の規定に反したときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告する場合があります。(条例第24条)

また、勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することがあります。(条例第25条)

6 留意事項

廃棄物処理施設の設置等では、廃棄物処理法以外にも都市計画に関する法令等、他の法律の規制を受ける場合があります。

廃棄物処理施設の設置等に関する計画策定に先立ち、建築基準法、都市計画法、農地法等の関係法令を所管している部署に相談・確認してください。

○川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

平成29年12月26日条例第93号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続並びに紛争を解決するためのあっせんに関し必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、関係地域の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (4) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（一般廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）
 - イ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - ウ 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設
 - エ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）
 - オ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - カ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）
 - キ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - ク 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
- (6) 廃棄物処理施設の設置等 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 廃棄物処理施設を新たに設置するもの

イ 廃棄物処理施設を変更（法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係るものに限る。）するもの

ウ 廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であつて、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの（イに該当するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める廃棄物処理施設に関する変更

(7) 事業計画者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者（法第15条の2の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設を設置しようとする者を除く。）をいう。

(8) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により、市長が定める地域をいう。

(9) 関係住民 関係地域内に居住する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

(10) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境の保全上の支障に関し、事業計画者と関係住民との間で生ずる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対し廃棄物処理施設の設置内容の周知に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民の責務)

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民に対し、正確かつ誠実に当該廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、及び理解し、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関し市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）

について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事業計画書」という。）及び規則で定める書類等（以下これらを「事業計画書等」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 廃棄物処理施設の設置等の場所
- (3) 廃棄物処理施設の種類
- (4) 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
- (5) 廃棄物処理施設の処理能力（第2条第5号ア、エ及びカに規定する施設にあっては廃棄物の積替えのための保管上限、廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画
- (7) その他規則で定める事項

2 事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設の設置等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果について、規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

（関係地域の設定）

第6条 市長は、事業計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業計画者に通知するものとする。

（告示及び縦覧）

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があつた旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、当該事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から起算して30日以上60日以内で市長が定める期間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

（周知計画書の提出）

第8条 事業計画者は、第6条第2項の通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会（以下「事業計画説明会」という。）の開催その他周知方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければ

ならない。

(事業計画説明会の開催等)

第9条 事業計画者は、規則で定めるところにより、第7条に規定する縦覧の期間内に事業計画説明会を開催しなければならない。

2 事業計画説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に事業計画説明会を開催する適当な場所がないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 事業計画者は、事業計画説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、事業計画について周知するよう努めなければならない。

4 事業計画者は、前3項の規定により関係住民に対し事業計画について周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

5 市長は、関係職員を事業計画説明会に立ち合わせることができる。

(関係住民の意見書の提出等)

第10条 事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、事業計画説明会を開催した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類（以下「意見書等」という。）を事業計画者に送付するものとする。

(事業計画者の見解書の提出等)

第11条 事業計画者は、前条第2項の規定により意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、意見書等に対する見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定により見解書を提出したときは、当該見解書に関する説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書について周知しなければならない。

3 事業計画者は、前項の規定により関係住民に対し見解書について周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。

(生活環境保全協定の締結)

第12条 関係住民は、事業計画説明会を開催した日から起算して30日以内に、意見書を通じ

て事業計画者に対し、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定（以下「生活環境保全協定」という。）の締結を求めることができる。

2 事業計画者は、前項の規定による求めがあったときは、生活環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

3 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

4 事業計画者は、生活環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該生活環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

（指導又は助言）

第13条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、事業計画者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

2 市長は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じ、第22条第1項に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

（審査結果の通知等）

第14条 市長は、意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書について審査し、規則で定めるところにより、その結果を事業計画者に通知するものとする。

2 事業計画者は、前項の規定による通知の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。

（承認書の交付）

第15条 市長は、廃棄物処理施設の設置等に関し、前条第2項の規定による報告の内容が相当と認めるときは、事業計画者に対し、その旨を証する書類（以下「承認書」という。）を交付するものとする。

2 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前（当該廃棄物処理施設の設置等が法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあっては、当該許可を申請する前）までに承認書の交付を受けなければならない。

(事業計画書等の変更の届出)

第16条 事業計画者は、承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容を変更して廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更をする場合には、第5条から前条までの規定の例によるものとする。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(事業計画の廃止の届出等)

第17条 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(あっせん)

第18条 事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に実施していない者からの申請であるときその他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

3 市長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。

4 市長は、あっせんのため必要があると認めるときは、事業計画者及び関係住民に対し、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、第22条第1項に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第19条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び関係

住民に通知するものとする。

(施設の公開)

第20条 廃棄物処理施設の設置等をした者は、関係住民の求めに応じ、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めなければならない。

(廃棄物処理施設の協定の承継)

第21条 廃棄物処理施設の設置等をした者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設について生活環境保全協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容についても承継しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに当該地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 市長は、関係住民が承継者と前項の協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会)

第22条 紛争の予防及び調整に係る重要事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

3 委員は、法律又は廃棄物の処理に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告の徴収及び立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所又は事業計画者の事務所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第24条 市長は、事業計画者が第5条第1項の規定による事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、事業計画者が正当な理由なく第9条第1項の規定による事業計画説明会の開催をせず、又は同条第4項の規定による報告をしないときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 市長は、事業計画者が正当な理由なく第11条第1項の規定による見解書の提出をせず、同条第2項の規定による周知をせず、又は同条第3項の規定による報告をしないときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

4 市長は前3項に掲げるもののほか、事業計画者がこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正な、若しくは不誠実な方法によりこれを行ったときは、当該事業計画者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表しようとする者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(事業計画が廃止されたものとみなす場合)

第26条 事業計画者が承認書の交付を受けてから3年以内に当該廃棄物処理施設の設置等に着手しないとき（当該廃棄物処理施設の設置等が法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可を要するものである場合にあっては、当該許可を申請しないとき）は、当該事業計画について第17条第1項の規定による事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

2 第17条第2項の規定は、前項の規定により事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす場合について準用する。

(隣接する市の長との協議等)

第27条 市長は、第6条第1項の規定により関係地域を定める場合において、関係地域とす

べき地域に本市に隣接する市（特別区を含む。以下同じ。）の区域が含まれるときは、当該区域におけるこの条例の手續その他の行為について、当該隣接する市の長と協議し、必要に応じ当該市の長に協力を求めるものとする。

（適用除外）

第28条 この条例の規定は、移動式の廃棄物処理施設（規則で定めるものを除く。）については、適用しない。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手續を行う事業計画者が施行日前に埼玉県知事に対して行った書類の提出その他の行為又は埼玉県知事が施行日前に当該事業計画者に対して行った書面の交付その他の行為で市長が別に定めるもの（本市の区域に係るものに限る。）は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成29年条例第93号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物処理施設に関する変更)

第2条 条例第2条第6号エの規則で定める廃棄物処理施設に関する変更は、次の各号のいずれかに該当する変更とする。

- (1) 廃棄物処理施設の設置の場所の面積に係る変更であって、当該変更によって当該面積が20パーセント以上拡大するに至るもの
- (2) 廃棄物処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (3) 条例第2条第5号アに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類を追加するもの
- (4) 条例第2条第5号エに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の種類を追加するもの
- (5) 条例第2条第5号カに掲げる施設に係る変更であって、事業場ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を追加するもの

(利害関係を有する者)

第3条 条例第2条第9号の規則で定める利害関係を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 関係地域に事務所等の事業活動の拠点を置く者
- (2) 関係地域内に住所を有する者が属する町会、自治会その他の地縁に基づき形成された団体

(事業計画書の様式等)

第4条 条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項の規則で定める書類等は、次に掲げる図書とする。

- (1) 条例第5条第1項に規定する事業計画（以下「事業計画」という。）の概要を記載した書類

- (2) 事業計画者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書
- (3) 事業計画者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (4) 廃棄物処理施設の付近の見取図
- (5) 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地（以下「事業用地」という。）内の施設の配置図
- (6) 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- (7) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書（事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合には、使用する権原を有することを証する書類）
- (8) 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (9) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (10) 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (11) 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
（生活環境保全対策書）

第5条 条例第5条第2項に規定する生活環境保全対策書（以下「生活環境保全対策書」という。）は、事業計画の内容及び周辺地域の生活環境の状況を勘案し、次に掲げる項目のうち、当該生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目について調査し、その結果を記載するものとする。

- (1) 大気質
- (2) 騒音（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第1項及び第2項に規定する一般廃棄物の処理施設並びに令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設にあっては、低周波音を含む。）
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 水質

2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査の項目
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果
- (4) 生活環境の保全のために配慮すべき事項

(5) 生活環境の保全のために講ずることとした措置

3 第1項各号に掲げる項目のうち、当該廃棄物処理施設の設置等が関係地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが認められる項目は、その理由を付し、当該項目の記載を省略することができる。

(書類の提出部数)

第6条 事業計画書及び生活環境保全対策書の提出部数は、それぞれ5部とする。

(関係地域に関する基準)

第7条 条例第6条第1項の規定による関係地域の設定は、次の各号に掲げる廃棄物処理施設の区分に応じ、当該各号に定める範囲を基本とし、事業計画書の内容、廃棄物処理施設の設置等の場所の周辺地域の生活環境その他地域的な特性を勘案し定めるものとする。

(1) 一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場 敷地境界線から500メートル以内の範囲

(2) 前号に掲げる施設を除く一般廃棄物処理施設 敷地境界線から200メートル以内の範囲

(3) 令第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる産業廃棄物の処理施設 敷地境界線から500メートル以内の範囲

(4) 前号に掲げる施設を除く産業廃棄物の焼却施設及び灰溶融施設 敷地境界線から500メートル以内の範囲

(5) 前2号に掲げる施設を除く産業廃棄物処理施設 敷地境界線から200メートル以内の範囲

(告示)

第8条 条例第7条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

(2) 廃棄物処理施設の設置等の場所

(3) 廃棄物処理施設の種類

(4) 廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類

(5) 廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

(6) 縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日

- (7) 関係住民が、意見書を提出することができる旨
 - (8) 意見書の提出期限及び提出方法に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (縦覧)

第9条 条例第7条の規定により事業計画書及び生活環境保全対策書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 環境部産業廃棄物対策課
- (2) 関係地域内又はその周辺地域内で市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市長は、縦覧に供する場所ごとに縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日を定めるものとする。

3 市長は、前項の規定により縦覧に供する期間及び時間並びに縦覧に供しない日を定めたときは、その旨を縦覧に供する場所に掲示するものとする。

(周知計画書の様式)

第10条 条例第8条に規定する周知計画書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業計画説明会等)

第11条 事業計画者は、事業計画説明会又は条例第9条第3項の規定による周知（以下「事業計画説明会等」という。）において、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類を配布するとともに、当該事業計画の内容を具体的に説明するよう努めなければならない。

2 事業計画者は、事業計画説明会等において、関係住民に対し、市長に意見書を提出することができること及びその提出期限並びに提出先を説明しなければならない。

3 事業計画者は、事業計画説明会等において、関係住民に対し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定の締結を求めることができること及びその方法並びに協定の締結を定めることができる期限について説明しなければならない。

4 事業計画説明会は、3回（木質バイオマス（動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。）の活用促進のための適格事業者として市長の認定を受けている事業者にあつては、1回）以上実施しなければならない。

(事業計画説明会等の実施状況の報告)

第12条 条例第9条第4項の規定による報告は、様式第3号の報告書により行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
 - (2) 事業計画説明会以外で周知に使用した書類及び図面
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- (意見書の様式)

第13条 条例第10条第1項に規定する意見書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(見解書の様式等)

第14条 条例第11条第1項に規定する見解書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 条例第11条第3項の規定による報告は、様式第6号の報告書により行うものとする。

(審査結果の通知等)

第15条 条例第14条第1項の規定による通知は、様式第7号の通知書により行うものとする。

2 条例第14条第2項の規定による報告は、様式第8号の報告書により行うものとする。

(承認書の様式)

第16条 条例第15条第1項に規定する承認書の様式は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 積替え又は保管を行うための施設 様式第9号
- (2) 処分業に係る事業の用に供する施設 様式第10号
- (3) 処理施設 様式第11号

(事業計画書等の変更の届出)

第17条 条例第16条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる計画書等の区分に応じ、当該各号に定める様式の届出書により行うものとする。

- (1) 事業計画書 様式第12号
- (2) 生活環境保全対策書 様式第13号
- (3) 周知計画書 様式第14号

(軽微な変更)

第18条 条例第16条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる事項を変更する場合

(2) 廃棄物処理施設の設置等を行おうとする場所の区域内において事業計画の規模を縮小する場合

(3) 生活環境の保全のために事業計画の内容を変更する場合
(事業計画の廃止の届出)

第19条 条例第17条第1項の規定による届出は、様式第15号の届出書により行うものとする。
(あっせんの申請)

第20条 条例第18条第1項の規定による申請は、様式第16号の申請書により行うものとする。
(委員会の委員長)

第21条 条例第22条に規定する川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
(委員会の会議)

第22条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第23条 委員会の庶務は、環境部産業廃棄物対策課において処理する。

(身分証明書の様式)

第24条 条例第23条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第17号のとおりとする。

(適用除外から除く施設)

第25条 条例第28条の規則で定めるものは、事業場（工場の現場を含む。）の敷地内において当該事業場から排出される産業廃棄物のみを処理する目的のために設置する移動式の産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物の処理に必要な期間を超えて設置するものとする。

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第20号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定（「周知実施状況報告書」を「見解書についての周知実施状況報告書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

様式第1号

廃棄物処理施設設置等事業計画書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第5条第1項の規定により、廃棄物処理施設設置等事業計画書を提出します。

| | |
|--|-----------------------------------|
| 1 廃棄物処理施設の設置等の場所 | |
| 2 廃棄物処理施設の種類 | |
| 3 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類 | 一般廃棄物 ・ 産業廃棄物 (どちらかに○をしてください。) |
| 4 廃棄物処理施設の処理能力 | |
| 5 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画 | |
| 6 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画 | |
| 7 廃棄物の最終処分場である場合にあっては災害防止のための計画 | |
| 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律以外の法令に基づく許可、認可、届出等を必要とする場合にあっては、その種類 | |
| 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5に該当する場合にあっては、その概要 | |

備考

「4 廃棄物処理施設の処理能力」の欄には、条例第2条第5号ア、エ及びカに掲げる施設にあっては廃棄物の積替えのための保管上限を、廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量を記載すること。

5 廃棄物処理施設の設置等に係る位置、構造等に関する計画

(1) 位置（事業用地の地番、面積及び地目）

(2) 処理方式

(3) 構造及び設備

(4) 処理に伴い生じる排ガス、排水の量、騒音等のレベル及び処理方法

(5) 排ガスの性状、排水水質、騒音等のレベル（設計値）

6 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

(1) 施設の運転管理方法

(2) 廃棄物の処理工程

(3) 排ガスの性状、排水水質、騒音レベル等の目標値及び確認方法

(4) 廃棄物管理方法

(5) 日常点検、定期点検等の方法

(6) 異常時の措置及び緊急連絡体制

7 最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画

(1) 廃棄物の飛散及び流出防止対策

(2) 公共用水域及び地下水の汚染防止対策

(3) 火災発生防止対策

様式第2号

周知計画書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第8条の規定により、周知計画書を提出します。

| | | | |
|-------------------|------------|-------------|----------------------|
| 事業計画書の収受年月日及び文書番号 | | 年 月 日付け 第 号 | |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | | |
| 事業計画説明会に関する事項 | 開催日時及び開催場所 | 第1回 | 年 月 日 時 分から 開催場所: |
| | | 第2回 | 年 月 日 時 分から 開催場所: |
| | | 第3回 | 年 月 日 時 分から 開催場所: |
| | 開催の周知方法 | | |
| 配布する書類又は図面 | | | |
| その他の周知方法に関する事項 | 周知方法 | | |
| | 配布する書類又は図面 | | |

※ 説明会の開催が4回以上の場合は、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

様式第3号

事業計画説明会等実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第9条第4項の規定により、事業計画説明会等実施状況報告書を提出します。

| | |
|-------------------|-------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | |
| 廃棄物処理施設の種類 | |

事業計画説明会に関する事項

| | 第1回 | 第2回 | 第3回 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催日時 | 年 月 日 時 分～ 時 分 | 年 月 日 時 分～ 時 分 | 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 開催場所 | | | |
| 参加人数 | 名 | 名 | 名 |
| 内容及び意見の集約並びに今後の対応 | | | |

その他の周知方法に関する事項

| | |
|-------------------|--|
| 周知の時期 | |
| 周知方法 | |
| 内容及び意見の集約並びに今後の対応 | |

- ※ 説明会の開催が4回以上の場合は、適宜別表等を作成のうえ添付してください。
- ※ 事業計画説明会で配布し、又は使用した書類及び図面並びに事業計画説明会以外で周知に使用した書類及び図面を添付してください。

意見書

年 月 日

(あて先) 川口市長

住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、意見書を提出します。

| | |
|---------------------------------------|--|
| <p>関係住民の区分</p> | <p>該当する番号に○をしてください。 1 関係地域内において居住する者 2 関係地域に事務所等の事業活動の拠点を置く者 3 関係地域内に住所を有する者が属する町会、自治会その他の地縁に基づき形成された団体 (団体の名称)</p> |
| <p>生活環境の保全上の見地からの意見</p> | |
| <p>事業計画者と生活環境保全協定の締結を希望する場合は、その内容</p> | <p>(生活環境保全協定の締結を希望する場合は、必ず記入してください。)</p> |

※ 生活環境保全協定の締結を希望する場合は、事業計画者から直接連絡をするため、事業計画者に対して、住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)並びに電話番号を通知します。

様式第5号

見 解 書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第11条第1項の規定により、見解書を提出します。

| | |
|-------------------|-------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | |
| 廃棄物処理施設の種類 | |
| 意見書受付年月日及び受付番号 | 年 月 日 |
| 意見の要旨 | |
| 意見に対する見解 | |
| 生活環境保全協定の締結の状況 | |

様式第6号

見解書についての周知実施状況報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第11条第3項の規定により、周知実施状況報告書を提出します。

| | | |
|-------------------|-------------------|---------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | | 年 月 日 付 け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 説明会の開催により周知を行った場合 | 開催日時 | 年 月 日 |
| | 開催場所 | |
| | 参加人数 | |
| | 内容及び意見の集約並びに今後の対応 | |
| その他の方法により周知を行った場合 | 周知の時期 | |
| | 周知方法 | |
| | 内容及び意見の集約並びに今後の対応 | |

※ 開催日時、場所等が複数の場合には、適宜別表等を作成のうえ添付してください。

審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

川口市長



川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第14条第1項の規定により通知します。

- 1 事業計画書の收受年月日及び文書番号
- 2 廃棄物処理施設の設置等の場所
- 3 廃棄物処理施設の種類及び取扱う廃棄物の種類
- 4 審査の結果対応が必要な事項

| 項 目 | 内 容 |
|-----|-----|
| | |

- 5 その他の事項

様式第 8 号

審査結果措置報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 14 条第 2 項の規定により、
審査結果措置報告書を提出します。

| | |
|-------------------------|-------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | |
| 廃棄物処理施設の種類 | |
| 審査結果通知書で対応を必要とされた 事項 | 措 置 内 容 |
| | |

様式第9号

手続承認書（積替え又は保管を行うための施設）

第 号
年 月 日

様

川口市長



川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第15条第1項の規定により承認します。

- 1 措置報告書の収受年月日及び文書番号
- 2 施設の設置場所
- 3 保管施設の種類等

| 一般産業 廃棄物の種類 | 保管面積 | 保管高さ | 保管上限 |
|----------------|------|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 承認後に法改正等があった場合は、改正後の基準を満たしたうえで申請を行うものとする。

様式第10号

手続承認書（処分業に係る事業の用に供する施設）

第 号
年 月 日

様

川口市長



川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第15条第1項の規定により承認します。

- 1 措置報告書の收受年月日及び文書番号
- 2 施設の設置場所
- 3 処理施設の種類及び能力等

| 施設の種類 | 処理能力 (稼動時間) | 一般産業廃棄物の種類 | 一般産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び許可番号 |
|-------|----------------|------------|--|
| | | | |

- 4 保管施設の種類等

| 一般産業廃棄物の種類 | 保管面積 | 保管高さ |
|------------|------|------|
| | | |
| | | |
| | | |

※ 承認後に法改正等があった場合は、改正後の基準を満たしたうえで申請を行うものとする。

様式第 1 1 号

手続承認書（処理施設）

第 号
年 月 日

様

川口市長



川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定により承認します。

- 1 措置報告書の收受年月日及び文書番号
- 2 施設の設置場所
- 3 処理施設の種類及び能力等

| 施設の種類 | 処理能力 (稼動時間) | 一般産業 廃棄物の種類 | 一般産業 廃棄物処理施設の設置 の許可を受けている場合には、当該許可の年月日及び 許可番号 |
|-------|----------------|----------------|--|
| | | | |

※ 承認後に法改正等があった場合は、改正後の基準を満たしたうえで申請を行うものとする。

様式第 1 2 号

事業計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住所
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画書を変更したいので、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、事業計画書変更届出書を提出します。

| | | |
|-------------------|-------------|-----|
| 事業計画書の収受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 | |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

様式第13号

生活環境保全対策書変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

生活環境保全対策書を変更したいので、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第16条第1項の規定により、生活環境保全対策書変更届出書を提出します。

| | | |
|-------------------|-------------|-----|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 | |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

様式第14号

周知計画書変更届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

周知計画書を変更したいので、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第16条第1項の規定により、周知計画書変更届出書を提出します。

| | | |
|-------------------|-------------|-----|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 | |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 周知計画書の提出年月日 | 年 月 日 | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

様式第 15 号

事業計画廃止届出書

年 月 日

(あて先) 川口市長

事業計画者
住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

事業計画を廃止したいので、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 17 条第 1 項の規定により、事業計画廃止届出書を提出します。

| | |
|-------------------|-------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | 年 月 日付け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | |
| 廃棄物処理施設の種類 | |
| 事業計画の廃止予定年月日 | 年 月 日 |

様式第16号

あっせん申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者
住 氏 所 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第18条第1項の規定により、あっせんで申請します。

| | | |
|---|-----------|---------------|
| 事業計画書の收受年月日及び文書番号 | | 年 月 日 付 け 第 号 |
| 廃棄物処理施設の設置等の場所 | | |
| 廃棄物処理施設の種類 | | |
| 相手方の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） | | |
| 交渉経過 の概要 | 交渉の争点 | |
| | 相手方の主張の内容 | |

様式第17号

(表)

| | | |
|---|--------------------|-----|
| 身 分 証 明 書 | | 第 号 |
| (写 真) | 所 属 氏 名 生年月日 | |
| <p>上記の者は、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第23条第2項の規定に基づき、廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所又は事業計画者の事務所に立ち入り、必要な調査を行う者であることを証明する。</p> | | |
| 年 月 日 | 川口市長 | 印 |

(裏)

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入調査）

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所又は事業計画者の事務所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔 寸法 縦6センチメートル
横8センチメートル 〕